

令和6年度文化庁委託事業

令和6年度個人クリエイター等の
権利情報を登録する仕組みに関する調査研究
報告書

令和7年3月
株式会社ジャパンミュージックデータ

目次

1. 本事業の実施方針.....	1
1.1. 本事業の背景及び目的	1
1.2. 調査（委託契約）期間	2
1.3. 本事業の使命と事業遂行の方向性	2
1.4. 本事業の実施体制	3
1.4.1 検討委員会等の設置	3
2. 個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みについての検討	8
2.1. 前年の調査研究からの示唆と検討課題	8
3. 個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みのコンセプト	10
3.1. 基本設計	10
3.1.1. 提供する機能とサービスの基本方針	10
3.1.2. コンセプト	12
3.2. 要件定義を進める上での課題	16
4. 個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みに関する要件定義	21
4.1. システム企画	21
4.2. 機能要件	22
4.2.1. 登録システム	22
4.2.2. 検索システム	35
4.2.3. 画面設計ポリシー	46
4.3. 非機能要件	46
4.3.1. 規模に関する事項	46
4.4. 業務要件	48
4.4.1. 本システムの業務フローの概要	48
4.4.2. 業務の実施に必要な体制	50
4.4.3. 業務の時期・時間	50
4.5. 令和7年度事業への送り事項	50
5. 最後に	50

1. 本事業の実施方針

1.1. 本事業の背景及び目的

令和3年12月の文化審議会著作権分科会の中間まとめにおいて、分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の仕組みの実現に向けて、分野横断権利情報データベース等を活用した、様々な分野の著作物の権利者等の探索を行う方向性が提言された。この仕組みにおいて、既存の各分野のデータベースや音楽権利情報検索ナビ等との連携のほか、著作権等管理事業者による管理が行われていない（以下、「集中管理がされていない」という）コンテンツや UGC 等に関する情報が掲載されることが望ましいとされている。

令和4年12月の「分野横断権利情報データベースに関する研究会」の報告書では分野横断権利情報データベースの在り方として、分野ごとのデータベースを前提として、それらと連携することにより情報検索が可能となるものを志向することが適当であるとされており、「分野横断権利情報検索システム」の連携先として想定されているものの一つとして、「音楽権利情報登録システム」が挙げられている。

これを受け文化庁は令和5年に「音楽権利情報登録システム」の継続的な運用に向けた要件整備に関する調査研究を行う一方で、「個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みの分野横断化に関する調査研究」（以下「令和5年度個人クリエイター等事業」という）を実施し、音楽以外の分野の「個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組み」（以下「本システム」という）の分野横断化に関する調査研究が行われ、本システムの大枠が示されたところである。

他方、令和5年改正著作権法により、現行の著作権者不明等の場合の裁定制度と並び立つ、新たな裁定制度（以下「未管理著作物裁定制度」という）が創設されることとなった。未管理著作物裁定制度によって、未管理公表著作物等（集中管理がされておらず、利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認できる情報が公表されていない著作物等）を利用しようとする者は、著作権者等の意思を確認するための措置をとったにもかかわらず、確認ができない場合には、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことにより、時限的に当該未管理公表著作物等を利用することができることとなった。当該制度は、令和5年改正著作権法の公布（令和5年5月26日）から3年を超えない範囲内において施行されることとなっており、令和8年春頃の制度開始が見込まれる。未管理著作物裁定制度の利用においては、利用の可否に係る著作権者等の意思の確認が必要であるが、個人クリエイター等が自身の著作物等に関し意思表示する場（「意思表示」のプラットフォーム）として、必要な権利情報の登録及び検索（表示）を可能とするシステムの構築が求められる。

以上を踏まえ「個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みに関する調査研究」（以下「本事業という）においては、音楽以外の分野において集中管理がされていない個人クリエイター等の権利情報の登録及び令和5年改正著作権法へ対応することを目的として、システムの要件定義を行った。

1.2. 調査（委託契約）期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

1.3. 本事業の使命と事業遂行の方向性

1.3.1 本事業の使命

令和5年の著作権法改正により未管理著作物裁定制度が設けられ、制度施行後は、公表著作物等の内、

①著作権等管理事業者による管理が行われているもの

②利用の可否に係る著作権者等の意思を確認するために必要な情報が公表されているもの
このいずれにも該当しない著作物等については、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、当該著作物等の時限的な利用が可能となる。

1.1. 本事業の背景及び目的に記載のとおり、未管理著作物裁定制度の利用においては、利用の可否に係る著作権者等の意思の確認が必要であるが、これを円滑に確認するため、個人クリエイター等が自身の著作物等に係る必要な権利情報の登録、及び利用者による検索（結果表示）を可能とするシステムの構築が求められており、本事業においてもこれらの実現に取り組んできた。

以下2つのプロセスを経て、本事業の成果物の一つである「要件定義書」を作成する。

①「令和5年度個人クリエイター等事業」を踏まえ、「音楽権利情報登録システム」を改修し、音楽以外の個人クリエイター等の権利情報を登録・検索・公開可能にするために必要な要件定義を行う。

②各種要件定義を検討し「音楽権利情報登録システム」現時点版の業務要件定義書、機能要件定義書、非機能要件定義書の加筆・修正を行う。

1.3.2 事業遂行の方向性

①「令和5年度個人クリエイター等事業」での検討結果（示唆および課題）を精査し、本事業の開始にあたり事前の判断が必要な重要な課題を挙げる。

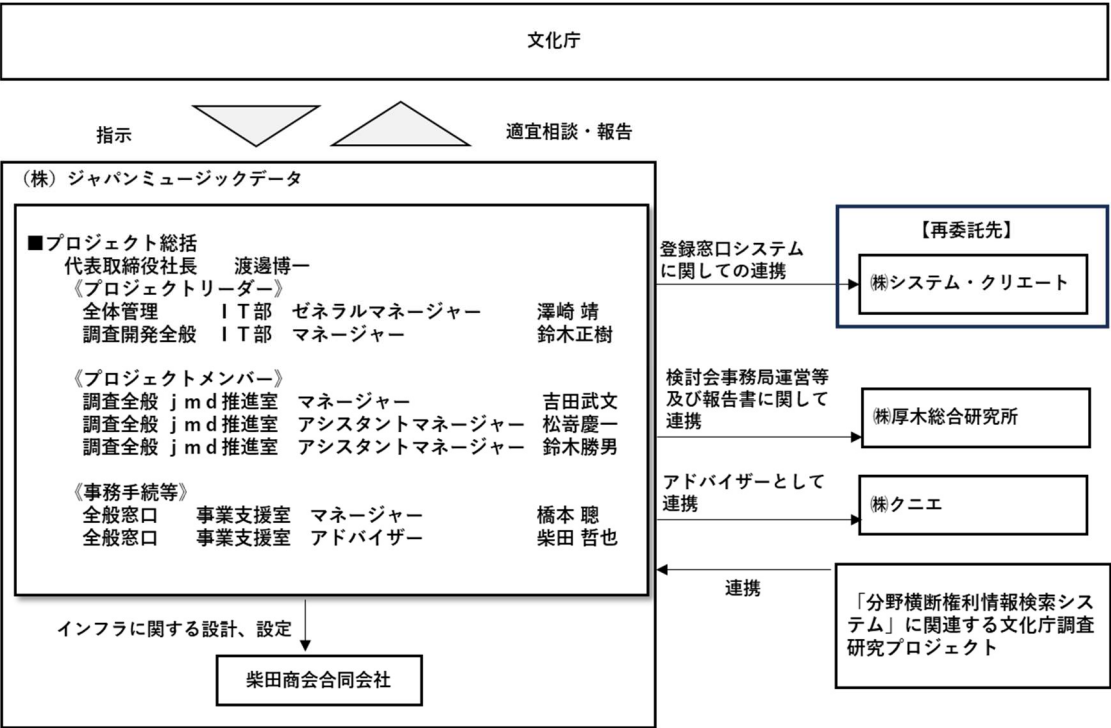
②それら重要な課題も含み、本事業を経て構築される新たなシステムが提供するべきサービスの「運営主体」「設計思想」「対象」「範囲」「合目的性」等のコンセプトを決定する。

③サービス全体を通じたコンセプトが決定したのち、「コスト」「時間」「関連法」等の制約条件を考慮した要件定義に進み、具体的な課題への対応を決める。

以上に沿って本事業を執り行った。

1. 4. 本事業の実施体制

図 1 実施体制



1. 4. 1 検討委員会等の設置

本事業を事業の目的に則りその使命を果たすべく遂行する必要がある。

そのためには、

- ①本システムが提供するべきサービスの「運営主体」「設計思想」「対象」「範囲」「合目的性」等のコンセプトの決定
 - ②「コスト」「時間」「関連法」等の制約条件を考慮した要件定義に進み、具体的な課題への対応
- といった、内容によっては専門的な知見が必要となる。

そこで「令和 5 年度個人クリエイター等事業」に参加されていた有識者や関係団体の方々に参加を依頼し、文化庁職員、受託事業者等で検討委員会（表 1）を構成した。

表 1 検討委員会 構成員等一覧（順不同・敬称略）

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
構成員	KTS 法律事務所	弁護士	末吉 互
	明治大学 情報コミュニケーション学部	教授	今村 哲也

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
	公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所	専任研究員	横山 眞司
	一般社団法人クリエイターエコノミー協会	事務局長/弁護士	浅井 健人
	一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会	代表理事	畑 陽一郎
	一般社団法人日本ネットクリエイター協会	専務理事	仁平 淳宏
前年度 受託者	株式会社クニエ (2024年6月末までの参加)	マネージング ディレクター	金澤 薫
アドバイザー	株式会社厚木総合研究所	代表取締役社長 兼 主席 研究員	五味 健太郎
委託者	文化庁	著作権課 著作物流通推進室 室長 (2024年9月まで)	渡邊 浩人
		著作権課 著作物流通推進室 室長 (2024年10月以降)	八田 聡史
		著作権課 著作物流通推進室 室長 補佐	内村 太一
		著作権課 著作物流通推進室流通推進係長	五十嵐 由佳
受託事業者	株式会社ジャパンミュージックデータ	代表取締役	渡邊 博一
		IT 部 兼 データ生成部 ゼネラル・マネージャー	澤崎 靖
		データ生成部 兼 jmd 推進室 マネージャー	吉田 武文
		IT 部 マネージャー	鈴木 正樹
		jmd 推進室 アシスタント マネージャー	松崎 慶一
		事業支援室 マネージャー	橋本 聡
		事業支援室 アドバイザー	柴田 哲也

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
	株式会社システム・クリエート	Web ビジネスソリューション事業部 部長	鈴木 博嗣
		Web ビジネスソリューション事業部 シニアエンジニア	若松屋 進
		Web ビジネスソリューション事業部 副主任	仲村 光弘
		業務推進本部	石垣 遥佑

また、本システムが提供するべきサービスの検討を進める上で出現する具体的な課題への対応、即ち本事業の成果物でもある業務要件、機能要件に影響を与える具体的なシステム要件（本システムの仕様や機能の実装レベル）について検討し、その結果を検討委員会に提案する要件定義推進ワーキンググループ（以下「要件定義推進 WG」という）（表 2）を設置して、効率的に議論を行った。

表 2 要件定義推進 WG 構成員一覧（順不同・敬称略）

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
構成員	一般社団法人クリエイターエコノミー協会	事務局長/弁護士	浅井 健人
	一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会	事務局	徳重 誠
	一般社団法人日本ネットクリエイター協会		仙石 大貴
	一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会	事務局 係長	瀬尾 一生
前年度受託者	株式会社クニエ (2024 年 6 月末までの参加)	マネージング ディレクター	金澤 薫
アドバイザー	株式会社厚木総合研究所	代表取締役社長 兼 主席研究員	五味 健太郎
委託者	文化庁	著作権課 著作物流通推進室 室長 (2024 年 9 月まで)	渡邊 浩人
		著作権課 著作物流通推進室 室長 (2024 年 10 月以降)	八田 聡史
		著作権課 著作物流通推進室 室長 補佐	内村 太一

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
		著作権課 著作物流通推進室流通 推進係長	五十嵐 由佳
受 託 事 業 者	株式会社ジャパンミュージックデータ	代表取締役	渡邊 博一
		IT 部 兼 データ生成 部 ゼネラル・マネー ジャー	澤崎 靖
		データ生成部 兼 jmd 推進室 マネージャー	吉田 武文
		IT 部 マネージャー	鈴木 正樹
		jmd推進室 アシスタ ントマネージャー	松寄 慶一
		jmd推進室 兼 営業推 進部 アシスタントマ ネージャー	鈴木 勝男
		事業支援室 マネー ジャー	橋本 聡
		事業支援室 アドバイ ザー	柴田 哲也
	株式会社システム・クリエート	Web ビジネスソリューシ ョン事業部 部長	鈴木 博嗣
		Web ビジネスソリューシ ョン事業部 シニアエ ンジニア	若松屋 進
		Web ビジネスソリューシ ョン事業部 副主任	仲村 光弘
		業務推進本部	石垣 遥佑

1.4.2 検討委員会ならびに要件定義推進 WG の活動

本事業における、検討委員会及び要件定義推進 WG の活動について以下に記載する。

		検討内容	詳細
第1回 検討委員会	令和6年5月16日	1.「令和6年度個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みに関する調査研究」の概要と目的	
		2.令和5年「個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みの分野横断化に関する調査研究」の振り返り	(1) 基本的な考え方の整理 (2) 個人クリエイターのニーズ調査 (3) 登録・検索の在り方の整理 (4) 本システムの登録料・更新料への示唆 (5) 令和6年「個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みに関する調査研究」で行うべきこと
		3.個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みの分野横断化に向けたシステム検討・開発の基本的な考え方	
		4.個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みのコンセプト	(1) 提供する機能とサービスの基本方針 (2) コンセプト (3) その他
		5.個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みで考察の必要なシステム企画、業務要件、機能要件	
第1回 WG	令和6年6月4日	1.構築費用に大きく影響を与えるため重点的に検討すべき課題	-登録者身元確認と真正性の担保 -登録アカウントの考え方 -各分野への対応 -著作物の特定
		2.将来の課題として、次回以降の検討でよい課題	-ポートフォリオ -登録者による被利用条件の登録設定 -問い合わせ先と連絡手段 -更新フロー -登録情報の公開非公開 -運営側でデータが取れる仕掛け
第2回 検討委員会	令和6年6月6日	1.第1回検討委員会での課題および、要件定義推進ワーキングからの上申書の検討と承認	-登録者身元確認と真正性の担保 -登録アカウントの考え方 -各分野への対応 -著作物の特定 -ポートフォリオ -登録者による被利用条件の登録設定 -問い合わせ先と連絡手段 -更新フロー -登録情報の公開非公開 -運営側でデータが取れる仕掛け -見稿作成承認の決議
第2回 WG	令和6年10月8日	1.「仕掛け」について（利用促進の「利用者、運用者向けツール」）	①利用者目線 ②運用者目線
		2.「仕掛けについて（利用促進の「登録者向けツール」）	①登録者目線
臨時 検討委員会	令和6年10月29日	1.「大前提」について	①新裁定制度における確認フロー ②登録対象となる著作物分野、著作物
		2.本仕組みに必要な機能	
		3.その他確認事項	①令和3年改正著作権法の対応について
		4.来年度予算との兼ね合い	
第3回 検討委員会	令和7年3月12日	1.臨時検討委員会以降のup to date	①要件定義最終形 ～ システム概要 ②令和7年度 本事業関連事業について
		2.令和7年度へ向けて	

1.5 本事業の実施スケジュール

表3 実施スケジュール

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
調査研究、検討				
検討委員会開催	★ ★ 5/16 6/6		★ 10/29	★ 3/12
WG 開催	★ 6/4		★ 10/8	
改修案デザインと概算見積				
改修案運用費用概算見積				
改修案運用詳細設計				
要件定義書策定				
プロジェクト計画書策定				
報告書作成				

2. 個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みについての検討

2.1. 前年の調査研究からの示唆と検討課題

2.1.1 概要

「令和5年度個人クリエイター等事業」では本システムと関連する既存制度との関係性について、

- ①本システムと「著作権の登録制度」は連携しない
 - ②「音楽権利情報登録システム」は一元化を進める
- とした。

期待される効果として、オプトアウトの表明、権利所在表示、二次利用等の利用増加とした。課題として、どのような機能・サービスを提供するか、登録・情報更新の方針の検討などが挙げられた。

その他、機能案として「流通プラットフォームとの連携」「コンテンツのポートフォリオ」等を想定し、今後別事業の検討を推奨した。

詳しい検討結果等は、文化庁ホームページ内の成果報告書

(https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/94039901_01.pdf) を、参照した。

2.1.2 実施アンケートより

「令和5年度個人クリエイター等事業」では、個人クリエイター等向け個人調査を実施し、2,521件の有効回答数を得ており、本項では、アンケート結果のうち、クリエイターの意向を知る上で特徴的なもの、著作物分野毎に特徴的なものなど、要件定義にあたり参考にしたものを挙げる。

- ・本システムの魅力

クリエイター歴が短いほど「知名度の向上」と回答する割合が高い

- ・登録料・更新料

二次利用ニーズが高いほど登録料・更新料ともに有料を許容する割合が高い

- ・分野毎の本システムの魅力

小説、楽曲、イラスト・アート、漫画・アニメ、写真：「作品の無断利用の防止」

演奏・歌唱、ダンス、ゲーム実況：「問い合わせ先の明確化」

- ・分野毎の本システムの懸念

小説、演奏・歌唱、イラスト・アート、漫画・アニメ：「個人情報登録への抵抗」

楽曲、ダンス、写真、ゲーム実況：「情報入力の手間」

2.1.3 データ項目の整理

音楽権利情報登録システムは、対象となる著作物分野は音楽のみ、権利者は「レコード製作者」「実演家」であったが、本システムでは分野に関わらず個人クリエイター等の権利情報を登録する必要がある点が大きな違いとなるため、前年度調査研究のデータ項目は本システムの要件定義の検討で大いに参考とした。（「令和5年度個人クリエイター等事業」成果報告書 P85～89）

① クリエイターに関する項目

- ・クリエイターに関する情報について、「本人情報」「プロフィール」「問い合わせ先」の3つのカテゴリで整理
- ・なりすまし登録の防止や利用問い合わせのため、本人情報やメールアドレスの取得は必須と想定

② コンテンツに関する項目

- ・コンテンツの検索利用や簡易な権利表明のため、分野・コンテンツ名は必須

2.2 本事業の開始にあたり判断が必要な重要な課題の示唆

「令和 5 年度個人クリエイター等事業」では令和 6 年度以降の論点全体像として以下を挙げている。

- ・まず本システムが実装する個人クリエイター等の被二次利用促進の仕組みと、提供する機能・サービスの「基本方針」を検討
- ・その上で“登録・更新に関する対応方針”“関連システム連携および音楽権利情報登録システムとの一元化”の検討
- ・さらには、本システムの運営に際しての“運営主体や運営資金”の検討

上記方針が定められた後、

- ・イレギュラーケース対応を含めた詳細対応方針
 - 未成年者の登録/代理登録の可否等の方針
 - 故人や権利譲渡された場合
 - ・料金徴収要否、実施の場合の徴収方法の検討
 - ・個人クリエイター等および著作物等の登録・更新フロー
 - ・検索機能を設ける場合の検索フロー
 - ・分野横断権利情報検索システムとの連携フロー
- をフォローするような示唆を残した。

3. 個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みのコンセプト

3.1. 基本設計

「1.3.2 事業遂行の方向性」で述べた内容に沿い検討を進め、要件定義の基礎となる方針を決めていく。

- ①本事業の開始にあたり事前の判断が必要な重要な課題
- ②新たなシステムが提供するサービスの「主体」「対象」「範囲」等のコンセプト
- ③「コスト」「関連法」等の制約条件を考慮した具体的な課題への対応

3.1.1. 提供する機能とサービスの基本方針

新たなシステムが提供する機能・サービスの「基本方針」を決定づける事前の判断が必要な重要な課題の対応方針を決める。

表 4 は、その課題別の対応方針を纏めたものである。

表の次に、課題別の主なトピックス・注意事項を挙げた。

表 4 事前の判断が必要な重要な課題と対応方針

NO.	課題	対応方針
①	個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みの分野横断化	音楽権利情報登録システムを改修、他分野の著作物も登録可能にする
②	検索と結果表示	新たに構築されるシステム自体で検索とその結果表示を可能にする
③	登録料、更新料	初期の段階では徴収しない
④	利用者のユーザー登録	登録（利用）者も検索（利用）者も登録制とする
⑤	分野横断権利情報検索システムとのデータ連携	連携を想定し当該の事業者と連絡を取る
⑥	二次利用促進	初期は最低限の機能で使命を果たし、将来に向けた拡張可能性を確保する

<課題別トピックス・注意事項>

① 個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みの分野横断化

音楽権利情報登録システムを改修し、他分野の登録も可能にすることを決定し、また令和3年度改正著作権法の「レコード・レコード実演の放送同時配信等に係る権利処理円滑化」への対応フローの存続を決めた。

② 検索と結果表示

音楽権利情報登録システムを改修し新たに構築されるシステムでの検索とその結果表示を決定し、また令和3年度改正著作権法の「レコード・レコード実演の放送同時配信等に係る権利処理円滑化」への対応フローが存続するので、令和3年度改正著作権法に係るレコード製作者および実演家の検索および結果表示は、「音楽権利情報検索ナビ」で引き続き行うことを決めた。

③ 登録料、更新料

前年度調査研究で実施した個人クリエイター等向けアンケート調査の中で「二次利用ニーズが高いほど登録料・更新料ともに有料を許容する割合が高い」という結果が出ていた。一方で新たなシステムは「未管理著作物裁定制度への意思表示の公開」が最低限の使命であること、少なくとも初期は文化庁が運営主体となることから、最初からは登録料・更新料の徴収は行わないこととした。

それにより、請求、課金、決裁、会費管理等に関連するシステムが不要になった。

④ 利用者のユーザー登録

登録者には、身元確認そして連絡先としての必要性和、登録内容の真正性担保として、登録者情報の登録を必須とするフローとした。

検索等の利用については、ロボットによるクローリングやスクレイピングから個人情報の流出を防ぐため、ユーザー情報の登録を必須とするフローとした。

⑤分野横断権利情報検索システムとのデータ連携

分野横断権利情報検索システムとのデータ連携は必要であるが、本事業で要件定義を行う新たなシステムはそれ自体での登録、検索、結果表示を行うので、目的や果たすべき使命を念頭に、しっかりと独立したシステムであるべきとした。

⑥二次利用促進

未管理著作物裁定制度に関連する著作物等の利用の可否に関する意思表示と利用促進は必ずしも対立事項ではない。

ただし、「コスト」「時間」などの制約条件もあり、本システムの構築当初から様々な機能を盛り込むのは困難であり、サービス開始に際して最低限必要なものは、未管理著作物裁定制度への意思表示が確認できることである。

利用促進については、本システムの中・長期的な検討課題として考え、現時点では、その中でもできることや拡張可能性を確保する。

3.1.2. コンセプト

新たなシステムが提供するサービスの「主体」「対象」「範囲」等のコンセプトを決める。

表5 サービスのコンセプト

NO.	項目	決定事項
①	運営主体	文化庁
②	サービスの目的	著作物等の利用の可否に係る意思表示を行うこと 権利者探索に資する仕組みを構築すること
③	対象著作物	未管理公表著作物等
④	対象著作物分野	すべての分野
⑤	対象著作者	集中管理非委任の著作者
⑥	登録情報 著作者	本人情報、プロフィール、連絡先
⑦	登録情報 著作物	題名、作品情報、権利関連情報
⑧	登録の効果	新裁定制度からのオプトアウト
⑨	他の意思表示	被二次利用への意思表示
⑩	著作者への利用許諾確認	利用問合せ機能を実装

＜項目別トピックス・注意事項＞

① 運営主体

音楽権利情報登録システム同様に文化庁。

② サービスの目的

令和 5 年の著作権法改正により未管理著作物裁定制度が創設され、未管理公表著作物等については、文化庁長官の裁定を受け、当該著作物等を利用することができるようになる。

当該制度の施行を見据え

- ・著作権者等による著作物等の利用の可否に係る意思表示を確認するための情報の登録及び情報の公開（＝未管理著作物裁定制度からのオプトアウト）
- ・利用者による権利者情報の検索および検索の結果表示を可能とすることを目的とする。

③ 対象となる著作物

未管理公表著作物等。

未管理公表著作物等とは、公表された著作物等のうち、

- ・著作権等管理事業者による管理（集中管理）が行われているもの
 - ・利用の可否に係る著作権者等の意思を確認するために必要な情報が公表されているもの
- このいずれにも該当しないものとされている。

言い換えれば、このいずれかに該当するものは、未管理著作物裁定制度の対象外と解され、同制度との関係では登録の必要はないが、利用者が著作者の意思表示を見つけ易くするために登録を拒まないこととする。

④ 対象著作物分野

特定の分野ではなく、すべての分野とする。

⑤ 対象著作者

集中管理がされていない著作物の著作者及び著作隣接権者。

言い換えれば、自身の著作物等が著作権等管理事業者による管理を受けている著作者等は、未管理著作物裁定制度の対象外と解され、同制度との関係では登録の必要はないが、利用者が著作者の意思表示を見つけ易くするために登録を拒まないこととする。

⑥ 登録情報 著作者

- ・本人情報

身元確認そして連絡先としての必要性和、登録内容の真正性担保として、登録者情報の登録を必須とする。

- ・プロフィール

著作者と著作物を紐付けるため、また利用者が検索する際に最も使う項目として著作物表示名を必須とする。

また、SNS のアカウントやウェブサイトの URL を登録可能とする。ただし、セキュリティ上の対策を講じるため、登録可能な URL には一定の制限を設けることを検討しており、詳細はシステム構築時に決定することとする。

その他、著作者の人物紹介のためいくつかの項目を用意し、著作者詳細画面を構成し、利用者の情報確認を容易にする。

図3 著作者詳細画面（イメージ）

著作者一覧 / 著作者詳細

著作者名	著作者太郎
著作者名（カナ）	チョサクシャタロウ
著作者（英語）	chosakusha taro
ISNI	0000 0001 2345 6789
所属団体	作詞協会
SNSアカウント	@taro_chosakusha
ホームページURL	www.taro-chosakusha.com
略歴	作家、作詞家として活躍し、多くの名作を生み出している。

- ・連絡先

著作者が二次利用への意向を「不可」ではなく「要相談」とした場合に、利用者からの利用についての問合せと、それに対する回答がスムーズに行えるように、連絡先を必須とする。また、利用希望者だけでなく、サービスの運用者からも定期的に登録者に連絡を取り、公開されている権利情報等のアップデートを図ることとした。

⑦ 登録情報 著作物

- ・題名

著作者と著作物を紐付けるため、また利用者が検索する際に最も使う項目として原則として題名を記入することとした。

- ・作品情報

利用者からの検索性を向上させるために、題名以外の副次的な作品情報を、任意に記入できるようにした。

作品を視認できるよう、コンテンツ掲載先 URL も登録可能とする。ただし、セキュリティ上の対策を講じるため、登録可能な URL には一定の制限を設けることを検討しており、詳細は

システム構築時に決定することとする。

- ・権利関連情報

二次利用への意向表示、共著作者や原著作作者情報等を登録できるようにした。

これら著作物紹介のためいくつかの項目を用意し、著作物詳細画面を構成し、利用者の情報確認を容易にした。

図4 著作物詳細画面（イメージ）

著作者名	著作者太郎
著作者名（カナ）	チョサクシャタロウ
著作者名（英語）	chosakusha taro
分野	音楽
公表年	2024
コンテンツ名	著作者の音楽
コンテンツ名（カナ）	チョサクシャノオンガク
原著作作者	著作者太郎
二次利用への意向	要相談
管理を委託している支分権	演奏権
一部支分権の管理委託先	日本音楽著作
公表媒体	CD
コンテンツ掲載先URL	www.taro-chosakusha.com
共著作者	
被写体名、対象名称	著作者の音楽
書籍ジャンル（Cコード）	
ISBN、ISSN	
JANコード	4569213559682
JP-eコード	
雑誌コード	
出版社、制作会社	著作者太郎社
出版社、制作会社（カナ）	チョサクシャタロウシャ

⑧ 登録の効果

本システムに登録することで、本サービスの目的である、

- ・著作権者等による著作物等の利用の可否に係る意思表示を確認するための情報の登録及び情報の公開（＝未管理著作物裁定制度からのオプトアウト）
- ・利用者による権利者情報の検索および検索の結果表示

を達成することになり、本システムに登録することが、未管理著作物裁定制度からのオプトアウトの意思表示となる。

なお、本システムに登録される音楽分野の著作隣接権者（レコード製作者・実演家）に関しては、申請する個人クリエイター等にシステム上で確認を行った上で、令和3年度改正著作権法の「レコード・レコード実演の放送同時配信等に係る権利処理円滑化」の仕組みからのオプトアウトという効果も持つ。これらの個人クリエイター等については、音楽権利情報検

索ナビに情報が反映されることとなる。

⑨ 他の意思表示

当該の著作物等の被二次利用への意向については、「不可」又は「要相談」と意思表示することが出来る。

⑩ 著作者への利用許諾確認

著作物等の利用希望者が、著作物等の利用可否を確認するために、登録者に利用許諾の申請がメールで送付される仕組みを採用することとした。

その際、音楽権利情報登録システムで実装した「利用問合せ機能」を本システムでも継続採用した。これは、登録者や著作者のメールアドレスが公開されることなく、利用者が個人クリエイター等の登録者に利用条件等の相談・交渉が出来る仕組みである。

3.2. 要件定義を進める上での課題

ここまでで、「サービスの開始にあたり事前の判断が必要な重要な課題」への対応方針が決まり、「提供するサービスのコンセプト」が決定した。

更に、具体的な登録フロー、検索フロー、登録項目、考慮しておくべきイレギュラー対応等の具体的な課題を挙げ、「コスト」「関連法」「合目的性」等を考慮しながら、対応方針を決めた。

表6 要件定義を進める上での具体的な課題と対応方針

NO.	課題	対応方針
①	本人確認（法人・個人認証）	G.bizID（法人、個人事業主）、個人認証アプリの活用
②	作品情報、権利情報の真正性確認	マニュアル対応は運用上不可能 本人情報の登録・利用規約の同意にて担保する
③	著作者単位でのオプトアウト	法律上人単位のオプトアウトが可能
④	題名の無い著作物	登録段階で題名の無い著作物というチェックボックスを設定
⑤	連絡がつかない著作者	基準や条件を設けて、著作者・著作物情報の公開を中止する
⑥	権利の移動（相続、譲渡、消滅）	必要な証憑等の条件を決めて、公開情報を変更する
⑦	本サービスの登録情報と 同著作者の公開情報	著作物やインターネットで利用条件等を公開していても、 本サービスへの登録を拒まないため、違いが生じることがある
⑧	本サービスの登録情報と 集中管理団体の情報	集中管理委団体等に権利管理を委任していても、 本サービスへの登録を拒まないため、違いが生じることがある
⑨	共著作物（者）	登録項目に共著作者名の項目を設定
⑩	原著物（者）	登録項目に原著物、原著作者名の項目を設定
⑪	複数のペンネーム（複数の著作物）	登録アカウントは1つ、著作物と表示名と合わせて登録
⑫	複数のペンネーム（1つの著作物）	主たるもので著作者登録、従たるものはハッシュタグに登録
⑬	通報について	公開に不適切な情報、他人の著作権を侵害している情報を、 通報する仕掛けとすべてのページに「問合せ」ボタンを設置

①本人確認（法人・個人認証）

音楽権利情報登録システムは、構築時の検討の結果、登録者想定数から、マニュアル対応よりシステム化の方がコスト高だったため、マニュアル対応で確認をしているが、本システムは対応の規模想定が大きくなり、中長期的に観ればシステム化すべきという意見が大勢を占めた。

個人認証システムとしては複数の検討委員から TRUSTDOCK の活用案が出されたが、文化庁が主体となる本システムは、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(ISMAP (イスマップ) : Information system Security Management and Assessment Program) にて認められた仕組みしか使うことが出来ず、デジタル庁が運用する G ビズ ID (法人、個人事業主)、個人認証アプリの活用をする方針が決まった。

②作品情報、権利情報の真正性確認

作品情報、権利情報についても、真正性の確認は運用上無理であるという意見が大勢を占めた。参考ではあるが、音楽権利情報登録システムの構築の検討時には、

- ・ 個人認証の必要性とは必要性の種類が違うこと
- ・ 著作権等管理事業者への権利委任や信託時、運用は大変な労力がかかっていること

から、自己管理を続ける著作者に、真正性の保証を与えるようなことが本当にできるのか、という懸念も出ていた。本システムにおいては、

- ・ 登録者情報を運用者側に開示していること
- ・ 禁止事項が明記された利用規約に同意すること
- ・ 利用者が通報できる仕組みがあること

により担保することとした。

③著作者単位でのオプトアウト

未管理著作物裁定制度について、著作権者等が制度の対象とならない旨をあらかじめ表明しておく、いわゆるオプトアウトは「意思の表示」の一種であるが、「デジタルトランスフォーメーション (DX) 時代に対応した著作権制度・政策の在り方について 第一次答申」(令和 5 年 2 月)

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/66/pdf/93831401_02.pdf) において、「著作物単位や著作権者単位での主張を可能とするなど、柔軟な仕組みとすることとする。」とされている。

このような経緯を踏まえ、本システムでは著作者単位でのオプトアウトを可能にした。

図 5 著作者単位でのオプトアウト（登録画面イメージ）

☒ すべての著作物を新裁定制度の適用除外とする

公開

※上記で本制度からの「運用除外」を選択された場合でも、著作物の登録を推奨いたします。
登録が行われない場合、検索性が低下し、利用者が著作物の情報を発見できなくなる可能性があります。
その結果、意図に反して本制度の運用を受ける状況が生じるおそれがあります。
特に、新裁定制度では著作権者が不明な場合に、一定の手続きを経て利用が許可される可能性があるため、著作物を登録することで、著作権者としての意思表示や権利保護をより確実に行うことができます。

二次利用への意向

公開

☒ 要相談

☐ 不可

④題名の無い著作物

分野によって、例えば美術分野（絵画、写真、イラスト）には題名の無い著作物等が多数想定される。

自身の著作物が題名の無い著作物の場合、登録プロセスでそのことを選択する（図6のチェックボックスにチェックする）ことにより、コンテンツ名の入力枠が非活性になる。

また、利用者の検索結果表示画面に「題名の無い著作物です」等の固定メッセージを表示すること等が想定される。

図6 題名の無い著作物（登録画面イメージ）

著作物情報を入力して、「著作物情報登録内容確認へ進む」をクリックしてください。

著作物情報登録

著作者	☒ 必須	著作者を選択して下さい
コンテンツ名	☒ 必須	
		☐ コンテンツ名がない場合はチェックを入れてください
コンテンツ名 (カナ)		

⑤著作者への定期的な連絡

本サービスの性質上、公開情報は登録者本人により更新可能であり、常に最新の情報の公開が求められる。

公開されている情報が最新であるかの確認を目的として、著作者に定期的にメールを手段として連絡を取ることにした。

代理人による登録の場合は、代理人への連絡となる。

⑥連絡がつかない著作者

連絡がつかないとは、本サービス上は2つのケースが想定される。

- ・著作物等の利用希望者からの利用問合せへの返答がない
- ・本サービスの運営事務局からの連絡（上記⑤）に返答がない

これらのケースが発生した場合、引き続き個人クリエイター等の権利情報の掲載を継続する対応のほか、一定の基準や条件を以って当該の作品・権利情報の公開を中止することや、情報の削除等の対応が考えられる。権利情報の公開中止や削除の対応を取る場合、基準や条件を決めて利用規約等で予め公開しておくことが望ましい。

また、本サービスは代理人による登録も可能であり、上記2つのケースとも連絡は代理人に入るが、その上で代理人との連絡がつかない場合は、運営事務局が代理人の委任状に基づき以降の処置をすることとなる。これらの対応は本事業では結論が出ていないため、引き続き著作物等の利用円滑化と、個人クリエイター等の未管理著作物裁定制度からのオプトアウトの権利のバランスに鑑み、議論が必要である。

⑦権利の移動（相続、譲渡、消滅）

公開情報のアップデートという意味では、もう一つ重要な要素が、権利に関する移動が生じた場合である。

- ・著作権の相続が行われ、権利者が変わる場合
- ・著作権の譲渡が発生し、権利者が変わる場合
- ・著作権が消滅する場合

相続・譲渡の場合、本システムの検索結果として表示される情報は著作者としているので、相続や譲渡により権利者が変わる場合にも、著作者名は変えないことが想定される。

これらへの対応を行う場合、運営事務局に権利の移動の届出が必要となる条件と、その場合に必要な証憑等を利用規約で公開する必要がある、実装までに検討が必要である。

また、消滅については公開を取り下げるか、消滅と分かるように表示を継続するか、本システムが今後長期間にわたり活用されることを想定した場合には、検討の必要がある。

⑧本サービスの登録情報と同著作者の公開情報

ある著作者が自身の著作物の二次利用についての意向・利用条件を、既に著作物やインターネット等で公開している場合でも、利用者が著作者の意思表示を見つけ易くするために登録を拒まないこととしているのは既述の通りである。

その既出の（著作物やインターネット等で公開している）情報と、本サービスにて公開されている情報（意向・利用条件）に差異がある場合は、利用者と協議することとし、利用規約に掲載する。

⑨本サービスの登録情報と著作権等管理事業者の情報

既述の通り、集中管理されていない著作物の著作者及び著作隣接権者は、既にオプトアウトされていると解され、登録の必要はないが、運用上の問題として、登録希望者が集中管理さ

れているか否かを確認することは困難であるため、登録を拒まないこととしている。

そこで、著作権等管理事業者の公知の利用条件と、本サービスにて公開されている情報（意向・利用条件）に差異がある場合は、著作権等管理事業者の利用条件が優先されることとし、利用規約に掲載する。

⑩共著作者

著作物の登録項目に共著作者名を設定した。

共著作者が存在する著作物において、一名でも本システムに登録を行い、作品・権利情報を公開すると、当該の著作物についての意思表示となることを、利用規約に掲載する。

⑪原著作物（者）

著作物の登録項目に原著作名、原著作物名を設定した。

また、自身の著作物が原著作物の場合は、「オリジナル作品」のチェックボックスにチェックを入れるようにした。

利用希望者の権利確認がスムーズに行われるためであり、結果として権利侵害等が起きないための登録となる。

図7 共著作者、原著作（物）（登録画面イメージ）

共著作者	
☐ オリジナル作品	
原著作	
原著作物	

⑫複数のペンネーム（複数の著作物）

1人で複数のペンネーム使用し、複数の著作物を公表している場合については、

＜アカウント登録＞

- ・本人登録アカウントは1つで可
- ・代理人登録の場合は、委任状に使用するペンネームをすべて盛り込む

＜著作者・著作物登録＞

- ・著作物と著作物表示名が公表されているものと同じ組み合わせになるように登録

本システムは、登録アカウントと著作者は1:Nの関係を可能とし、著作者と著作物も1:Nの関係を可能としている。

⑬複数のペンネーム（1つの著作物）

著作者の意図であるか否かを問わず、1つの著作物に複数のペンネームが広く周知されている場合には、主たるペンネームを著作者名に、従たるものはハッシュタグに登録することとし、登録者利用案内に記載する。ハッシュタグに登録することで、検索キーとなることを想定している。

⑭通報について

検索の結果表示において、公開に不適切な情報、他人の著作権を侵害している情報を、発見した場合に、運営事務局に連絡する手段として、すべてのページに「問合せ」ボタンを設置した。

また、著作者詳細ページ等に「通報」ボタンを設置することも有効である。

いずれのボタンもクリックすることによりメーラーが起動する。

これらにより、登録者への意識付けも期待できる。

以上の課題と対応方針の議論を受けて、具体的な実行の程度や方法については、要件定義ワーキンググループを中心に議論した。

次の章にて課題への対応について最終的な要件定義の姿にアプローチする。

4. 個人クリエイター等の権利情報を登録する仕組みに関する要件定義

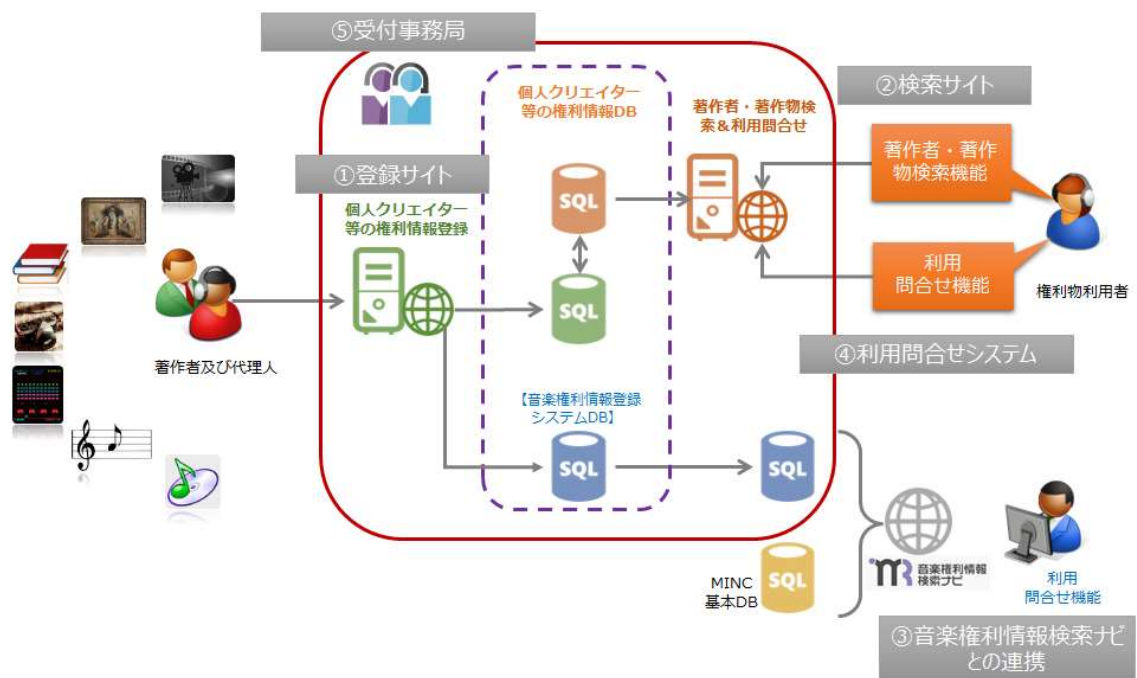
4.1. システム企画

令和5年の著作権法の改正を受け、未管理著作物裁定制度へのオプトアウトの意思を円滑に確認するための必要な情報の登録、及び利用者による検索（結果表示）を可能とするシステムの構築が求められた。現行稼働している「音楽権利情報登録システム」を発展させ、音楽のみならずあらゆる分野の著作権情報の登録・検索に対応したシステムの構築を行う。

なお、「個人クリエイター等権利情報登録システム」は、機能的に以下の5つ部分に分けて考えた。

- ① 登録サイト
- ② 検索サイト
- ③ 音楽権利情報検索ナビとの連携
- ④ 利用問合せシステム
- ⑤ 受付事務局

図8 システム企画全体図



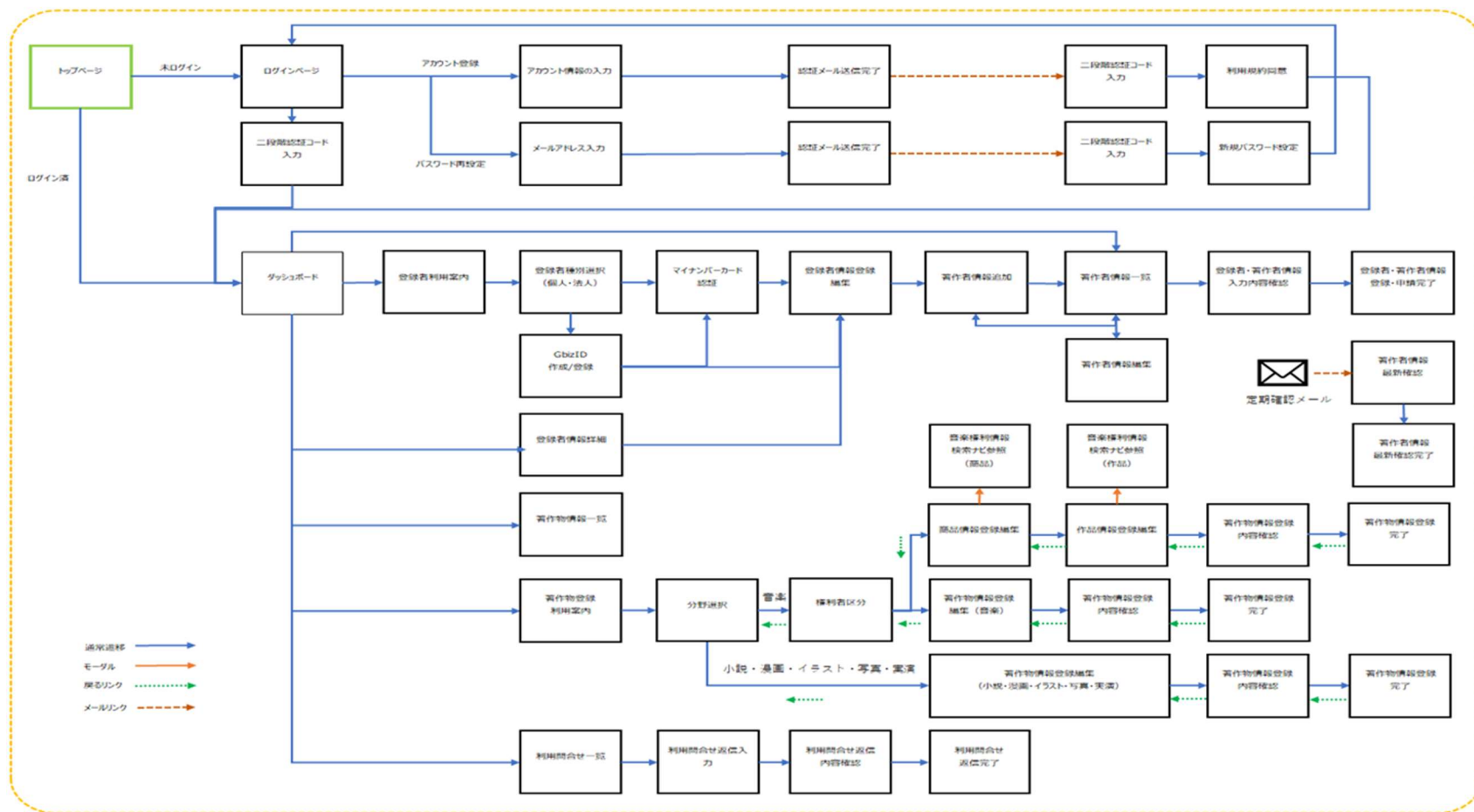
4.2. 機能要件

4.2.1. 登録システム

1) 画面遷移

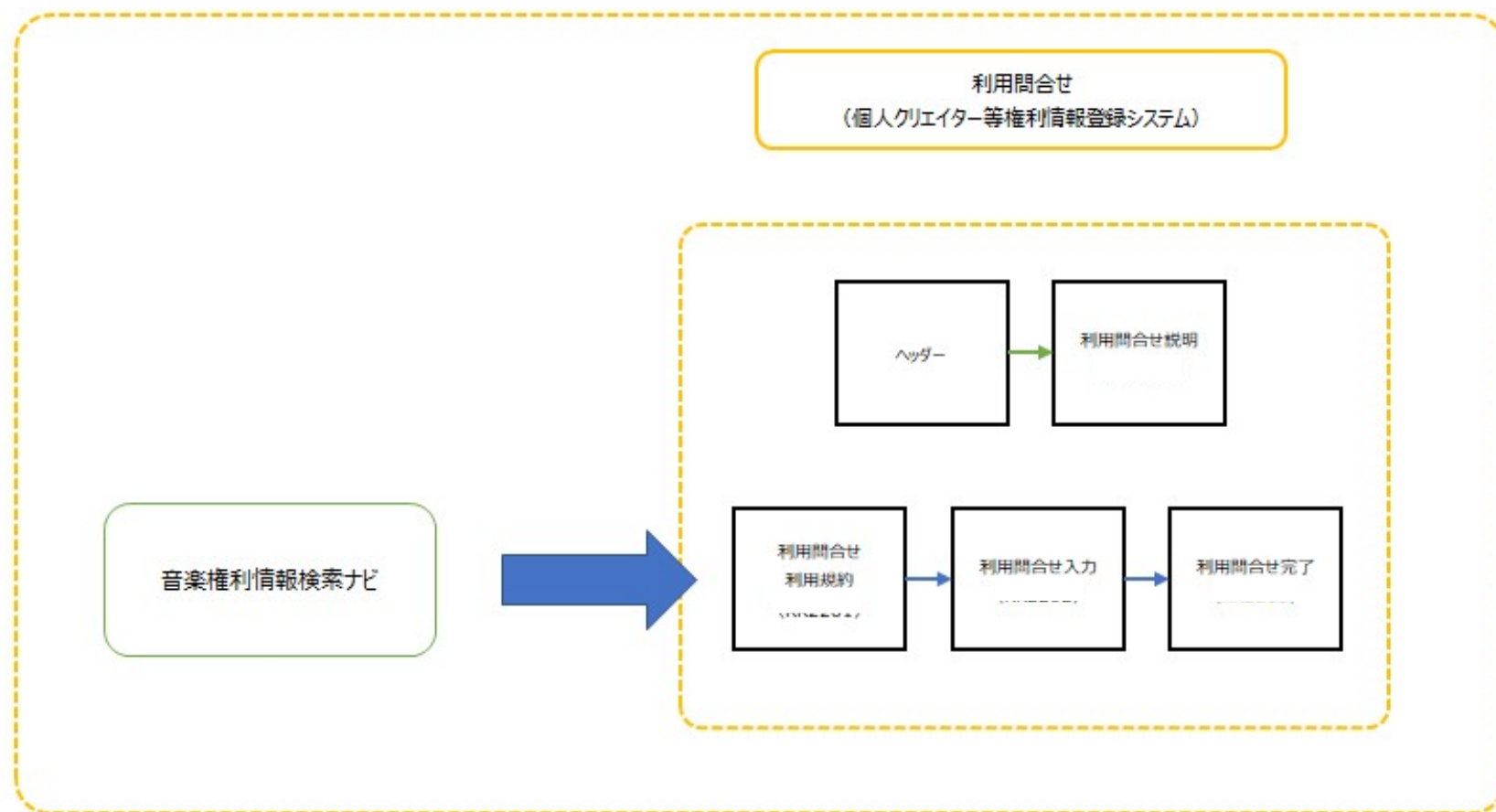
各画面へのページ遷移は以下の通り。

図9 登録システム画面遷移図 (別紙1)



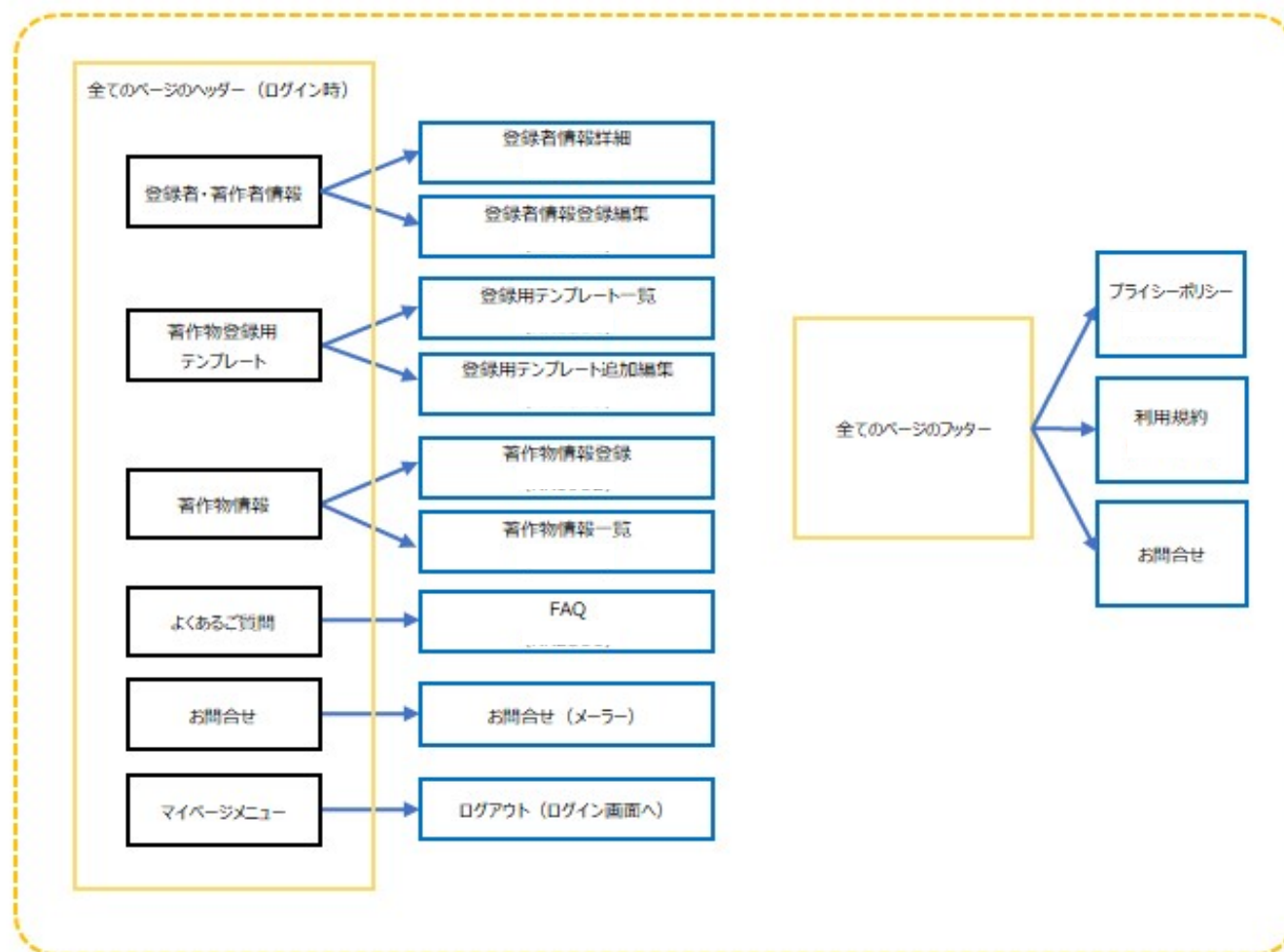
音楽権利情報検索ナビから利用問合せを行う場合のページ遷移は以下の通り。

図 10 音楽権利情報検索ナビからの利用問合せ画面遷移図



ログイン時のヘッダー、フッターのページ遷移は以下の通り。

図 11 ログイン時のヘッダーフッター画面遷移図



2) 画面イメージ

本システムで構築する代表的な画面イメージを下図に示す。

※画面イメージはあくまでイメージであり、実際の画面とは異なる場合がある。

A) 「ダッシュボード」画面

- ・登録者情報の登録状況、著作物情報の登録状況を表示する

ヘッダー

ロゴアイコン

Home

お知らせ情報

登録者情報の申請状況

状態	操作	申請日	メモ
承認待	編集	申請履歴	2024-11-15
		届出済情報	

著作物公開状況

著作物情報一覧

公開済みの著作物 4件

未公開の著作物 2件

No	コンテンツ名	分野	公表年	更新日	状態	操作
1	コンテンツ1	音楽	2024	2024-11-14	公開済	編集公開情報
2	コンテンツ2	音楽	2024	2024-09-14	未公開	編集公開情報
3	コンテンツ3	小説	2024	2024-10-26	公開済	編集公開情報

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

- B) 「著作物情報一覧」画面
- ・ 著作物情報一覧を表示する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

Home/登録情報一覧

著作物情報

+追加

No	コンテンツ名	分野	公表年	更新日	状態	操作
1	コンテンツ1	音楽	2024	2024-11-14	公開済	編集 公開情報
2	コンテンツ2	音楽	2024	2024-09-14	未公開	編集 公開情報
3	コンテンツ3	小説	2024	2024-10-26	公開済	編集 公開情報
4	コンテンツ4	写真	2024	2024-08-07	未公開	編集 公開情報

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

- c) 「登録者情報登録編集」画面
- ・登録者情報を入力する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

Home/登録情報登録編集

1 登録者情報入力 > 2 著作者情報入力 > 3 著作物情報登録内容確認 > 4 著作物情報登録完了

登録者情報入力

本システムをご利用されるアカウントは、法人アカウント・個人アカウントのどちらですか。

☐ 法人 ☒ 個人

氏名 必須

氏名（カナ） 必須

電話番号 必須

住所 必須

☒ 本人 ☐ 代理人

代理人必要書類案内

一時保存

著作者情報登録へ進む

※一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

- D) 「著作者情報登録」
- ・ 著作者情報を入力する

ヘッダー

ロゴアイコン

著作者情報一覧/著作者情報追加

著作者情報登録

著作者

必須

任意

著作者（カナ）

必須

任意

著作者（英字）

任意

ISNI

任意

生年月日

略歴

任意

所属団体

任意

SNSアカウント

任意

ホームページURL

任意

メールアドレス

☒ すべての著作物を新裁定制度の適用除外とする

任意

※上記で本制度からの「適用除外」を選択された場合でも、著作物の登録を推奨いたします。
登録が行われない場合、検索性が低下し、利用者が著作物の情報を発見できなくなる可能性があります。
その結果、意図に反して本制度の適用を受ける状況が生じるおそれがあります。
特に、新裁定制度では著作権者が不明な場合に、一定の手続きを経て利用が許可される可能性があるた
め、著作物を登録することで、著作権者としての意思表示や権利保護をより確実に行うことができます。

二次利用への意向

任意

☒ 要相談

☐ 不可

保存する

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

E) 「商品情報登録編集」

- ・著作物情報（商品情報）を入力する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

Home/著作物情報一覧/商品情報登録編集

商品情報を入力して、「作品情報登録へ進む」をクリックしてください。

登録する商品は、フィジカル（CDなど）・配信限定楽曲のどちらですか。

☒ フィジカル
 ☐ 配信

商品情報登録

商品テンプレート反映

音楽権利情報検索ナビを参照する

著作者

必須

著作者を選択して下さい

商品タイトル

必須

商品タイトル（カナ）

必須

商品タイトル（英字）

商品番号（品番）

JAN(UPC)

販売会社

アーティスト

レコード製作者

レーベル名

発売日

ジャンル

セット数

収録曲数

総収録時間

詳細項目を入力する

一時保存

作品情報へ進む

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

F) 「作品情報登録編集」

- ・著作物情報（作品情報）を入力する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

Home/著作物情報一覧/作品情報登録編集

作品情報登録

※一時保存の場合は、必須項目に入力が無くても保存できます

CD商品タイトル *****

商品テンプレート反映

一括編集

音楽権利情報検索ナビを参照する

行を追加する

行を削除する

必須

必須

必須

作品タイトル

アーティスト

レコード製作者

ISRC

JAN(UPC)

作詞

作曲

音楽出版社

IVK

詳細項目

□

詳細項目

□

詳細項目

□

詳細項目

←商品へ戻る

一時保存

著作物情報登録内容確認

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

- G) 「著作物情報登録編集（音楽）」
- ・ 著作物情報（音楽）を入力する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

Home/著作物情報一覧/著作物情報登録（音楽）

著作物情報を入力して、「著作物情報登録内容確認へ進む」をクリックしてください。

著作物情報登録（音楽）

著作者	必須	著作者を選択して下さい	
商品タイトル	必須		
商品タイトル（カナ）	必須		
商品タイトル（英字）			
商品番号（品番）		発売日	
販売会社		アーティスト	
レコード製作者		レーベル名	
JAN(UPC)		JASRAC作品コード	
Nextone作品コード		ISRC	
作詞者		作曲者	
音楽出版社			

詳細項目を入力する

一時保存

著作物情報登録内容確認へ進む

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

- H) 「著作物情報登録編集（小説・漫画・イラスト・写真・実演）」
・ 著作物情報（小説・漫画・イラスト・写真・実演）を入力する

ヘッダー			
ロゴ		アイコン	
Home/著作物情報一覧/著作物情報登録（音楽以外）			
著作物情報を入力して、「著作物情報登録内容確認へ進む」をクリックしてください。			
著作物情報登録			
著作者	必須	著作者を選択して下さい	
コンテンツ名	必須		
☐ コンテンツ名がない場合はチェックを入れてください			
コンテンツ名（カナ）			
コンテンツ名（英字）			
公表年		被写体名、対象名称	
書籍ジャンル(cコード)		ISBN、ISSN	
JANコード		JP-eコード	
雑誌コード			
出版社、制作会社		出版社、制作会社（カナ）	
詳細項目を入力する			
一時保存		著作物情報登録内容確認へ進む	
フッター			
ロゴ		ロゴ	
利用規約	プライバシーポリシー	お問合せ	

I) 「詳細項目モデル」

- ・ 著作物情報の詳細項目を入力する

詳細項目入力

二次利用への意向

☐ 要相談 ☐ 不可

管理を委託している支分権

一部支分権の管理委託先

公表媒体

コンテンツ掲載先URL

共著作者

☐ オリジナル作品

原著作作者

原著作物

ハッシュタグ

登録を完了する

- J) 「MINC からの利用問合せ」
- ・利用問合せ情報を入力する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

①利用問合せ情報の入力 > ②送信完了

×閉じる

こちらの作品のご利用には権利者への問合せが必要です。
必要事項を入力して、「利用問合せ情報を送信する」ボタンを押してください。

コンテンツ名 *****

ご連絡先情報

所属

必須

☐ 個人

☒ 法人

氏名

必須

メールアドレス

必須

メールアドレス確認

必須

権利者への問い合わせ内容

著作者

必須

利用問合せ情報を送信する

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

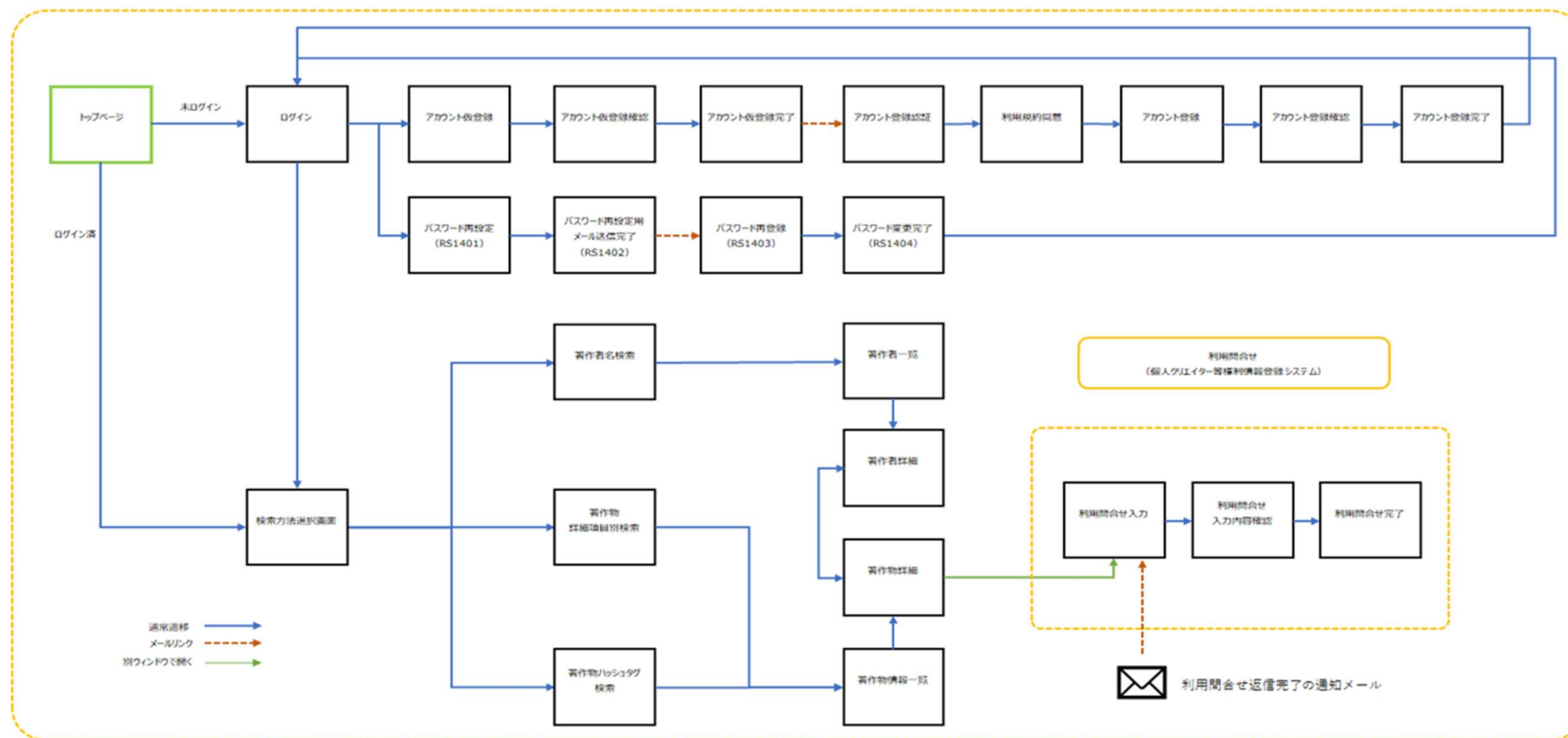
お問合せ

4.2.2. 検索システム

1) 画面遷移

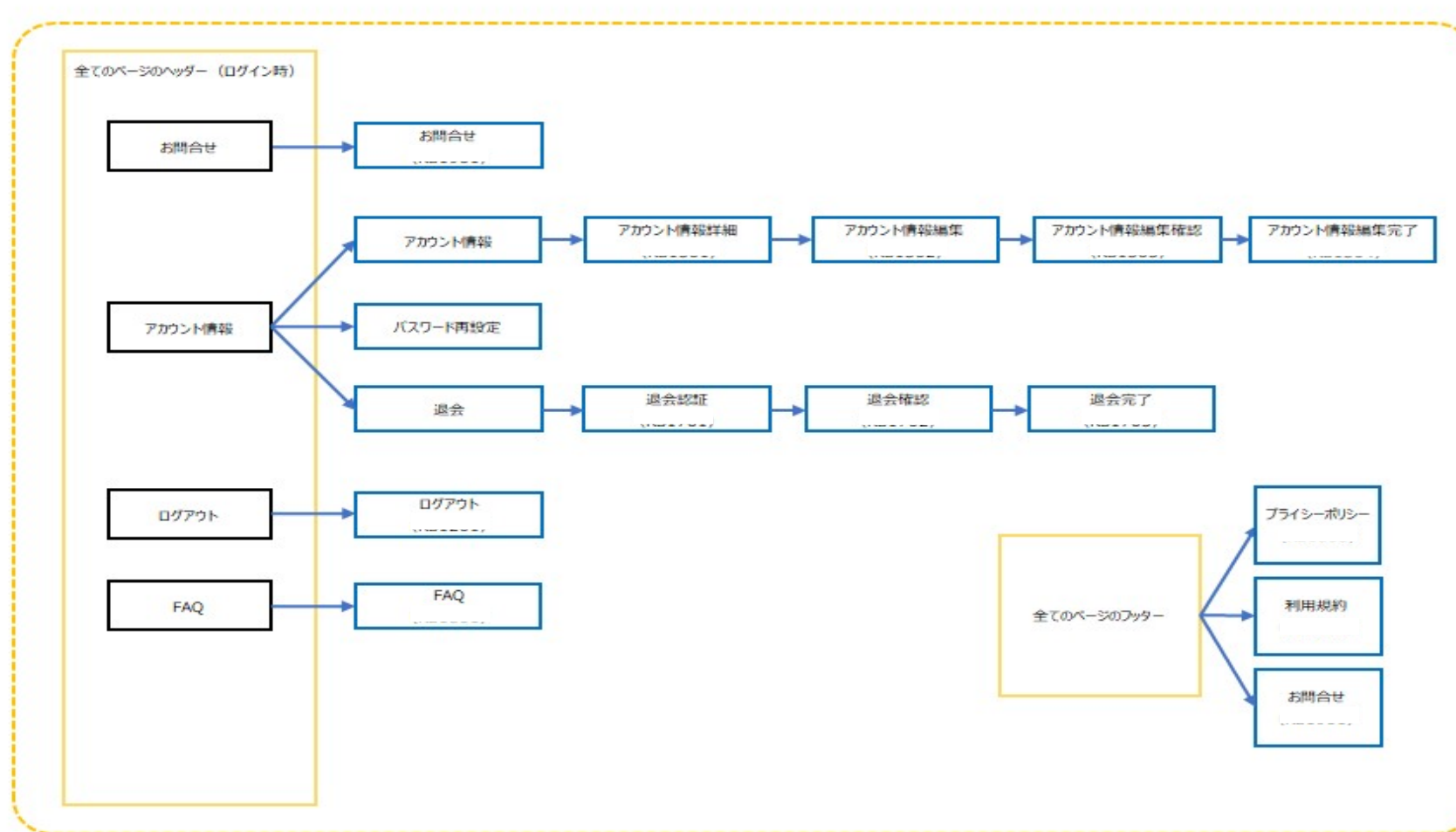
各画面へのページ遷移は以下の通り。

図 12 検索システム画面遷移図 (別紙 2)



- ログイン時のヘッダー、フッターのページ遷移は以下の通り。

図 13 ログイン時のヘッダーフッター画面遷移図



2) 画面イメージ

本システムで構築する代表的な画面イメージを下図に示す。

※画面イメージはあくまでイメージであり、実際の画面とは異なる場合がある。

A) 「検索方法選択」

- ・ 検索方法を選択する

ヘッダー		
ロゴ		アイコン
お知らせがあります		
検索方法選択		
各種条件で検索できます。(著作者名検索/詳細項目別検索/ハッシュタグ検索)		
著作者名検索	詳細項目別検索	ハッシュタグ検索
フッター		
ロゴ	ロゴ	
利用規約	プライバシーポリシー	お問い合わせ

- B) 「著作者名検索」
- ・ 著作者名で検索を行う

ヘッダー		
ロゴ		アイコン
お知らせがあります		
著作者名検索		
著作者名から著作者の検索ができます。 著作者名 ☐ 完全一致 ☐ 前方一致 検索		
フッター		
ロゴ	ロゴ	
利用規約	プライバシーポリシー	お問い合わせ

- C) 「詳細項目別検索」
- ・ 詳細項目で検索を行う

ヘッダー

ロゴ

アイコン

お知らせがあります

著作物詳細項目別検索

以下の詳細項目から著作物の検索ができます。

☒ 分野

☒ 小説 ☐ 楽曲 ☐ 漫画・アニメ ☐ 写真
☐ イラスト・アート ☐ 実演系 ☐ その他

☐ コンテンツ名

☒ 公表年

☐ 公表媒体

☐ 共著作者

☐ ISBN、ISSN

☐ 被写体名・対象名称

☐ JANコード

☐ 書籍ジャンル（Cコード）

☐ JP-eコード

☐ 出版社、制作会社

☐ 原著作名

検索

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

- D) 「ハッシュタグ検索」
- ・ハッシュタグで検索を行う

ヘッダー

ロゴアイコン

お知らせがあります

著作物ハッシュタグ検索

ハッシュタグから関連する著作物の検索ができます。

分野

☐ 小説 ☐ 楽曲 ☐ 漫画・アニメ ☐ 写真
☐ イラスト・アート ☐ 実演系 ☐ その他

検索候補 # #トレンド #デザイナー

ハッシュタグ

検索

フッター

ロゴ

ロゴ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

E) 「著作者一覧」

- ・ 著作者一覧を表示する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

お知らせがあります

[検索画面](#) / [検索結果:著作者一覧](#)

検索結果 : 著作者一覧

著作者名:

検索

クリア

☐ 完全一致
☐ 前方一致

検索結果

No	著作者名	著作者名(カナ)	ISNI	略歴
1	著作者1	チョサクシャイチ	4927834629560967	略歴1
2	著作者2	チョサクシャニ	1873092342776256	略歴2
3	著作者3	チョサクシャサン	5592984502938953	略歴3

フッター

ロゴ

ロゴ

[利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)
[お問合せ](#)

F) 「著作者詳細」

- ・ 著作者詳細を表示する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

お知らせがあります

[著作者一覧](#) / [著作者詳細](#)

著作者名	著作者太郎
著作者名 (カナ)	チヨサクシャタロウ
著作者 (英語)	chosakusha taro
ISNI	0000 0001 2345 6789
所属団体	作詞協会
SNSアカウント	@taro_chosakusha
ホームページURL	www.taro-chosakusha.com
略歴	作家、作詞家として活躍し、多くの名作を生み出している。
二次利用への意向	要相談

< 1 2 3 ... 10 >

No	コンテンツ名	分野	公表年	二次利用への意向
1	コンテンツ1	音楽	2024	要相談
2	コンテンツ2	小説	2024	不可
3	コンテンツ3	イラスト	2024	要相談
4	コンテンツ4	イラスト	2024	不可
5	コンテンツ5	イラスト	2024	要相談

フッター

ロゴ

ロゴ

[利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)
[お問い合わせ](#)

G) 「著作物一覧」

- ・ 著作物一覧を表示する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

お知らせがあります

[検索画面](#) / [検索結果:著作物一覧](#)

検索結果 : 著作物一覧

検索候補

#冬

#トレンド

#デザイナー

ハッシュタグ:

検索

クリア

検索結果

No	コンテンツ名	著作者名	分野	公表年	二次利用への意向
1	コンテンツ1	著作者1	音楽	2024	要相談
2	コンテンツ2	著作者2	小説	2024	不可
3	コンテンツ3	著作者3	イラスト	2024	要相談
4	コンテンツ4	著作者4	写真	2024	不可
5	コンテンツ5	著作者5	実演家	2024	要相談

フッター

ロゴ

ロゴ

[利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)
[お問合せ](#)

44

H) 「著作物詳細」

- ・ 著作物詳細を表示する

ヘッダー

ロゴ

アイコン

お知らせがあります

[著作物一覧](#) / [著作物詳細](#)

著作者名	著作者太郎
著作者名 (カナ)	チョサクシャタロウ
著作者名 (英語)	chosakusha taro
分野	音楽
公表年	2024
コンテンツ名	著作者の音楽
コンテンツ名 (カナ)	チョサクシャノオンガク
原著作者	著作者太郎
二次利用への意向	要相談
管理を委託している支分権	演奏権
一部支分権の管理委託先	日本音楽著作
公表媒体	CD
コンテンツ掲載先URL	www.taro-chosakusha.com
共著作者	
被写体名、対象名称	著作者の音楽
書籍ジャンル (Cコード)	
ISBN、ISSN	
JANコード	4569213559682
JP-eコード	
雑誌コード	
出版社、制作会社	著作者太郎社
出版社、制作会社 (カナ)	チョサクシャタロウシャ

利用問合せをする

通知する

フッター

ロゴ

ロゴ

[利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)
[お問合せ](#)

4.2.3. 画面設計ポリシー

- ・ システム利用者に対し、統一した操作感を提供できること。
- ・ UI に関する部分の汎用化を促進できること。
- ・ 画面の実現方法に極力依存しないこと。
- ・ 全てのシステム利用者が利用できるよう配慮すること。

4.3. 非機能要件

4.3.1. 規模に関する事項

1. 処理件数

No.	項目	処理件数	補足
1	アクセス件数	約 24,000 件/年	
2	アカウント登録件数	約 1,200 件/年	
3	権利者登録数	約 1,200 件/年	
	(内音楽分野の著作権隣接権者)	約 60 件/年	
4	コンテンツ登録数	約 2,400 件/年	
	(内音楽分野の著作権隣接権対象)	約 120 件/年	

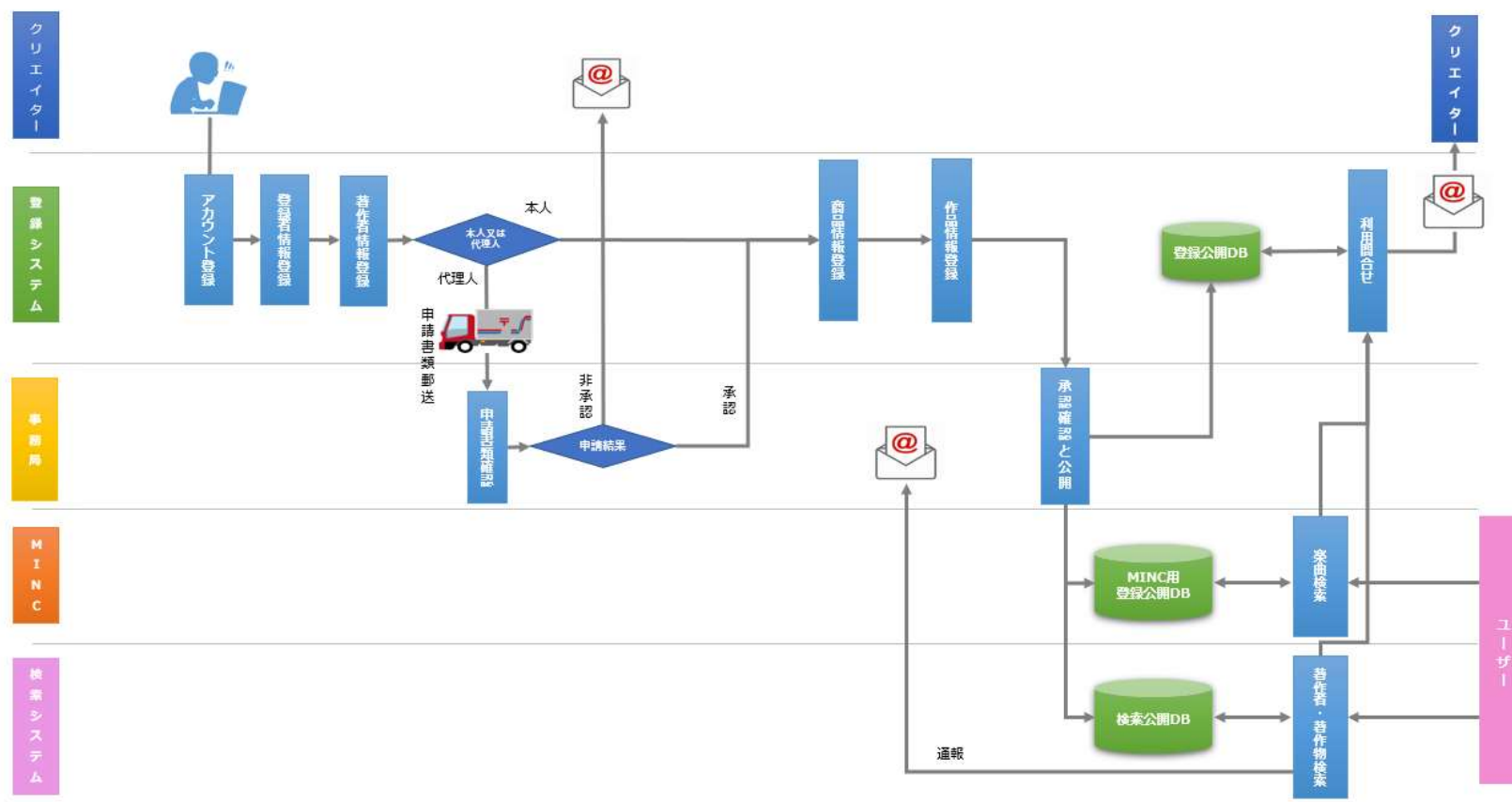
2. 利用者数

No.	利用者区分	利用者数	補足
1	個人クリエイター等登録者	利用者数：約 1,000 人/月 利用時間帯：0:00～24:00	
2	検索利用者	利用者数：約 2,000 人/月 利用時間帯：0:00～24:00	
3	事務局	利用者数：約 3 人 利用時間帯：通常稼働日 9:00-18:00	※土日祝日及び年末 年始など休暇を除く 平日
4	情報システム運用事業者	利用者数：約 3 人 利用時間帯：通常稼働日 9:30-18:30	※土日祝日及び年末 年始など休暇を除く 平日

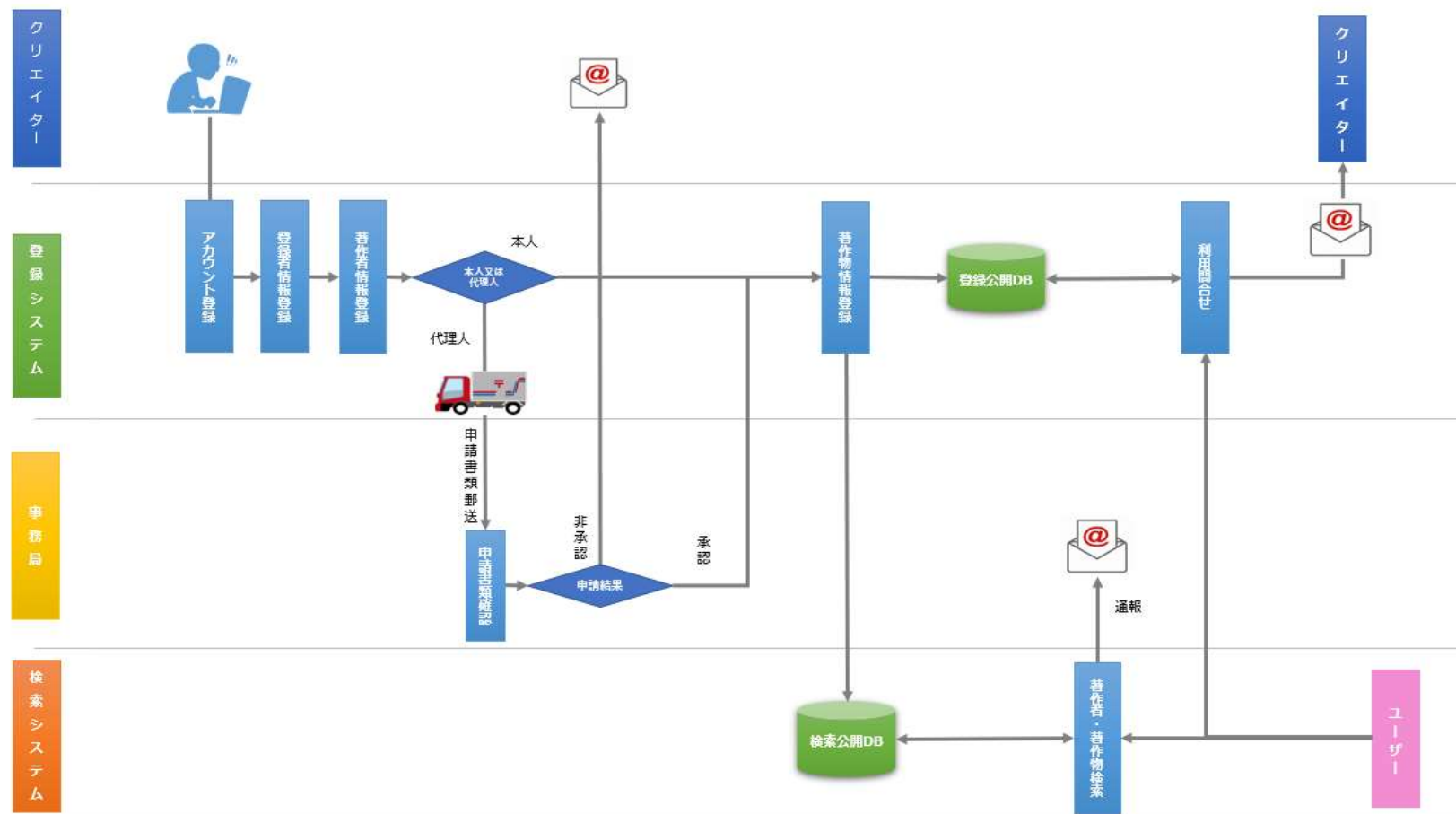
4.4. 業務要件

4.4.1. 本システムの業務フローの概要

- ・音楽分野の著作権隣接権者（レコード製作者・フィーチャードアーティスト）の場合



- ・音楽分野の著作権隣接権者（レコード製作者・フィーチャードアーティスト）以外の場合



4.4.2. 業務の実施に必要な体制

実施体制	組織概要	補足
文化庁	個人クリエイター等権利情報登録システムの所有者。 窓口は著作権課著作権物流推進室流通推進係。	
個人クリエイター等権利情報登録システム事務局	郵送された代理人申請書類の確認を行う。 個人クリエイター等権利情報登録システムに登録申請された音楽分野のレコード製作者及び FA のアカウント情報より集中管理の有無のチェックを行う。	
システム開発・運用・保守事業者	個人クリエイター等権利情報登録システムに登録申請されたアカウント情報の抽出と、事務局より得られた真正性チェックによりそれぞれのアカウント、楽曲に対して更新反映処理を行う	※個人クリエイター等権利情報登録システム事務局と同一事業者の想定

4.4.3. 業務の時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間	補足
通常期	1 月～12 月	9:00～18:00	登録情報の真正性チェックは事務局の営業時間による
繁忙期	繁忙期なし		

4.5. 令和 7 年度事業への送り事項

自由度の高い入力箇所（i. e. ペンネーム等）は、登録者の入れ方や、そもそもの固有名詞により不規則な文字列の入力が予想されるのでルールを作ることは困難と思われる。これに対応する入力規則の記述が Q&A が必要になると思われる。

G ビズ ID の利用申請、デジタル認証アプリの利用申請にはある程度時間がかかるので文化庁に早めの申請依頼を行うことを留意する。

今後運用保守業者の変更を考慮し、将来的にはガバメントクラウドへの移行を検討する。

5. 最後に

このように、検討委員、ワーキングメンバーはじめ関係各位と検討・決定をして、要件定義を実行した。

本サービスは令和 8 年の初春に開始される見込みだが、それに先立ち、本稿では「先々のための検討事項」と「現状予測のつかない検討事項」について現状可能な範囲での考察を行いたい。

5.1. 先々のための検討事項

まず、このサービスの背負う機能として、ここに登録された著作物の被二次利用促進に寄与することがある。

本事業では、オプトアウトと利用促進は対立事項ではないという理解の下、

- ・初年度は最低限の使命（未管理著作物裁定制度からのオプトアウト）を果たす
- ・将来に向けて拡張性を確保する

ことで進めてきた。

また、「令和5年度個人クリエイター等事業」では利用促進の機能面として「流通プラットフォームとの連携」「コンテンツのポートフォリオ」等を想定、今後別事業の検討を推奨とした。

5.1.1. 本年度事業で採り上げたこと

ここ迄で述べてきたことを、本章の視点で纏める。

表7 本年度事業で採り上げた利用促進の足掛かり

NO.	項目	目的
①	Google Analytics	検索利用者についての分析の基礎
②	利用問合せ	登録者がメールアドレスを公開せず、利用申請を受付
③	URLの記載	著作者や著作物の紹介
④	ハッシュタグ検索	検索者が使う可能性のあるキーワードの登録

①Google Analytics

利用者の行動データを正確に把握し、今後のシステムの改善に活かすため、Google Analytics 4 (GA4) を導入する。

将来まで見据えた主な目的は以下の通り。

1. 利用状況の可視化

検索キーワード、検索結果のクリック率、滞在時間などを把握し、利用者のニーズを明確にするため

2. 課題の特定と改善

検索結果の精度や検索スピードに関する課題を発見し、改善につなげるため

3. ユーザーエクスペリエンスの向上

データに基づいた改善施策を実施し、直感的で使いやすい検索体験を提供するため

4. 利用者数の増加

利用者の行動を分析し、より効果的なマーケティング施策を展開することで、新規または既存利用者の利用促進を図るため

②利用問合せ

音楽権利情報検索システムで実装した機能。

ある著作物の二次利用希望者が、当該の著作物の登録者に二次利用希望の意向を伝えることが出来る。

その際、登録者や著作者のメールアドレスが公開されることはない。

③URL の記載

利用者が、著作者のプロフィールや作品を視認できるよう、コンテンツ掲載先 URL も登録可能とする。ただし、セキュリティ上の対策を講じるため、登録可能な URL には一定の制限を設けることを検討しており、詳細はシステム構築時に決定することとするにした。

④ハッシュタグ検索

利用者の検索性を向上させる目的で、登録者が著作物の登録の際、利用者が自身の著作物を検索する際に検索ワードとして使用が想定されるキーワードを登録することが出来るようにした。

5.1.2 今後検討すべきこと

前年調査研究の示唆、そして本事業においての議論も同じ内容の事柄を重要と判断した。

表 8 今後検討すべき利用促進の機能

NO.	項目	目的
①	プラットフォーム連携	クリエイター並びに作品・権利情報を保有するPFは大規模代理人として更なる連携の可能性がある」
②	ポートフォリオ	自分を伝えるための機能

NO.	項目	目的
①	プラットフォーム連携	大規模代理人としてクリエイター並びに作品・権利情報、そして希望するPFは利用条件交渉を行う
②	ポートフォリオ	自分を伝えるための機能

① プラットフォーム（PF）連携

今回、URL の掲載を可能としたので、個人クリエイターがプロフィールや作品紹介を行っているコンテンツ配信 PF と、最も初歩的な繋がりが出来ることになる。

将来的な更に進んだ連携としては、PF とクリエイター情報の連携を行い、繋がった場合は作品・権利情報の連携も行えると登録者の利便性は向上するが、クリエイターの個人情報の取り扱いに関わること、また PF 及び本システム双方のシステム改修が必要となること、PF と本システムが担う役割が重複しないかなどの整理等、慎重な検討が必要となる点に留意が必要である。

②ポートフォリオ

P45 の H)「著作者詳細画面」(イメージ)にて、基礎的な部分は出来ている。

また URL の掲載を可能にしたので、個人クリエイターがプロフィールや作品紹介を行っているコンテンツ配信 PF へも繋がった。

但し、サムネイルの格納および公開を検討したが、コストや技術面ではなく、公開するコンテンツの適切性(公序良俗等)の確認の課題がクリアできず、今回の実装は見送った。

ポートフォリオの登録面からの発展性を検討する場合は、その内容によっては元となるシステム構成を含めて検討が必要である。

更に、利用者側から見てどうなのか、運営者側の課題をどうクリアするかなど、是非検討を継続して欲しい。

また、結果として利用促進につながる事項として、利用者による「検索」は重要である。検索においては、全角半角や連続した空白(更には、大文字小文字、ウムラウトやアキュート)等による表記のゆれを吸収する機能について、検討委員会の場で議論があった。

著作者・著作物名の登録からシステム構成・構築まで、注意点は広範囲に及ぶので、継続的な検討を要する。

5.2. 現状予測のつかない検討事項

現状予測のつかない検討事項とは、登録(公開)される情報の質により生じる事項である。そしてその事項は、以下の3つに分かれる。

表8 現状予測のつかない検討事項

NO.	項目	目的
①	適切さ(真正性)	主に権利情報の適切さ
②	適切さ(公序良俗)	URLのリンク先のサイト等の適切さ
③	利用者の反応	サービス訪問者数、検索回数、検索著作者数、検索著作物数

①適切さ(真正性)

前提として、運営側では作品情報・権利情報の真正性の確認は行わない。

作品情報や(特に)権利情報は正しく書かれていることが要求される。

- ・利用規約や利用ガイド
- ・通報の仕組みによる運営事務局への連絡

等にて、意図するものか否かに拘らず、権利侵害等の発生を防ぐ。

また、誤った情報による利用問合せが起きないようにする。

② 適切さ（公序良俗）

掲載される URL は外部の仕組みを利用した悪質なサイトのチェックを行うが、完璧なチェックは事実上不可能である。

講じる対策としては上記①項と同じく、

- ・利用規約
- ・通報の仕組みによる運営事務局への連絡

であるが、登録の対象は著作者の創作性に基づいた、すべての分野のすべての著作物等であるので、不適切か否かの判断は非常に難しいと思われる。

③利用者の反応

公開された情報の質以外にも、このサービスの認知の度合いにも左右されるものであるが、サービス開始後定期的に、訪問者数、検索回数、検索著作者数、検索著作物数などを確認、分析する必要がある。

またこれら数値の分析を行うことで本システムの利用促進策の検討につながるため、分野別や著作者別、著作物別などの切り口や、利用者登録の利用者属性を加味した分析を行うことが重要である。

本システムもサービス開始した時に終局的な姿となるのではなく、上記の視点で定期的にフォローを行いつつ継続的に改善を図ることが必要である。

本報告書は、本システムが著作者と利用者の便益や恩恵を増大させるものとして構築されていくことを望んで終わることとする。

以上